

表5 特許関係調査相談状況

(昭和51.4~52.3)

職業別 種別	調査相談をうけた件数								閲覧人員 (人)	複写件数
	公務員	会社員	商業	団体職員	自由業	農業	計(計)			
特許	2	66	8	3		2	81	153	75	
実用新案	1	38	10	1	2	—	52	90	30	
意匠	—	8	8	3	—	—	19	29	4	
商標	—	8	13	6	—	1	28	38	12	
審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	4	21	10	15	—	4	54	60	12	
計	7	141	49	28	2	7	234	370	133	

表6 相互貸借件数

(昭和51.4~52.3)

区分	県内	県外	計
貸出	6件 (11冊)	7件 (11冊)	13件 (22冊)
借用	4件 (11冊)	7件 (12冊)	11件 (23冊)
計	10件 (22冊)	14件 (23冊)	24件 (45冊)

(福大図書館との相互貸借は、特別貸し出しで処理しているためこの統計には含まれない。)

第4節 館外奉仕

1 移動図書館「あづま号」の巡回

年度当初の巡回計画に基づき予定どおり実施したが、利用冊数は稼動能力が限界に達し、かつ、巡回回数の減数を余儀なくされたコースもあったが、着実に増加している。この理由は、貸し出しの対象である読書グループが増加したからではなく、既設読書グループが数人の同好の士の集合体という性格から脱皮して、集会所などの公的施設を利用して、地域文庫の運営を確立しつつあるという、そうした質的变化に負うところが大きい。

内容的には、児童図書の需要が著しく、母と子の読書活動の盛り上がりがみられた。また、本年度において特筆しておきたいことは、希望図書予約制度を実施したことである。だれもがどんな資料でもみることができる、ということが公共図書館の理想とするところであり、そのために可能な限り求められた資料は貸し出し中、未所蔵を問わず、確実に利用者に提供してゆこうとするのがこの制度のねらいである。実施初年度でもあり、県民には歓迎されたが、図書館資料費の制約などもあって、制度としては未だふじゅうぶんであるが徐々に浸透しつつある。

なお、コース別、町村別の利用状況は表8である。

表7 特別貸し出し状況

(昭和51.4~52.3)

貸出し先	件数	冊数
県庁関係	29	68
その他の官庁	40	121
図書館・公民館	33	90
会社・事業所	17	65
報道関係	81	110
学校	29	142
一般利用者	41	107
計	270	703

希望図書予約制度実施要項（概要）

(1) 予約の方法

利用者が公民館、その他の読書施設（以下「施設」という）またはあづま号に備えつけてある予約カードに必要事項を記入し、公民館、施設、あづま号のいずれかに申し込む。あるいは直接県立図書館に郵送してもよい。また、口答、電話、文書も受け付ける。

(2) 予約図書の範囲

予約を受け付ける図書は、あづま号において通常収集できる範囲のものとする。ただし、次の各項に該当する図書等については原則として予約を受け付けない。

- ① 一般的に公序良俗に反し極端に偏向すると思われるものの。
- ② 学校教育にかかる教科書、教材、問題集等
- ③ 高度な調査、研究を目的とした専門書、辞書、事典類
- ④ 装てい、造本、印刷等が特殊または粗悪で取扱上不適当なもの
- ⑤ 一枚もの、ソノシートを主としたもの、及びカセット紙芝居、雑誌等
- ⑥ 購入して提供する場合、その価格が2千円を超えるもの

(3) 利用上の留意事項

- ① 利用団体は常に予約カードを備えておくとともに、取扱責任者を明確にしておくこと
- ② 利用団体はこの制度について積極的に広報し、できる